

第13回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2011年4月26日(火) 14:00～14:55

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 1階 120会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

外務省軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室

新井室長

内閣府

中村参事官、吉野企画官

4. 議 題

(1) 原子力協定について(外務省)

(2) 鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張について

(3) その他

5. 配付資料

(1-1) 原子力協定

(1-2) 原子力協定 参考資料

(2) 鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張について

(3) 国民の皆様から寄せられたご意見(期間:平成23年4月6日～平成23年4月15日)

6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、第13回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、一つが、原子力協定について外務省からご説明いただきます。二つが、鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張についてご説明いただきます。三つが、その他でございます。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題からお願いいたします。

(1) 原子力協定について (外務省)

(中村参事官) 1 番目の議題でございます。原子力協定について、外務省軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室の新井室長よりご説明をいただきます。お願いいたします。

(新井室長) 外務省の新井でございます。

それでは、原子力協定についてご説明いたします。

今日は5本の協定についてご説明するということですが、日・カザフスタン協定につきましては昨年5月に国会承認をいただいております。発効間近という状況でございます。あとの4本、すなわち日・ヨルダン、それから日・ロシア、日・韓国、日・ベトナムにつきましては、現在国会に提出しているという状況です。

それでは、日・カザフスタン原子力協定からご説明を始めたいと思います。この協定はご承知のようにカザフスタンというのはウランの生産量が世界1位と、確認埋蔵量も世界第2位ということで、こうしたウランを長期かつ安定的に輸入していくためには協定が必要だと考えています。それからカザフスタン側としても日本の技術、特に考えているのは燃料の加工技術と承知しておりますけれども、そうした技術の導入を希望していると、そういう両者の意図がかみ合いました協定交渉をし、そして妥結し、現在発効に向けて手続をしているところなんです。

それで協定の概要ですが、ポンチ絵の下の黄色の枠の中に書いてありますが、大体これは他の原子力協定と共通した要素です。一つは核物質等の平和的目的に限った利用と、2点目はIAEAによる保障措置の適用と、それから3点目は原子力安全関連条約に基づく措置の実施、それから4点目は核物質防護、それから5点目は核物質等の管轄外(第三国)に移転する場合の規制、すなわち事前同意制ですが、こういった要素を含む条項が入っております。日・カザフスタン協定については以上です。

続きまして、日・ヨルダン原子力協定でございます。ヨルダンは現在100万kW級の原子炉を2基、一つのサイトで建設する計画がありまして、国際的な入札プロセスの途上にあります。日本の企業としては日仏の合弁企業というのがありまして、それとロシアの企業、それからカナダの企業、3社が入札プロセスに残っておりまして、現時点では若干最終選定の時期がずれておりますけれども、今年の夏から秋にかけて9月ぐらいと言われております。

れども、その見通しで選定に向けて官民で働きかけていたということでございます。

この協定といいますのは、主として平和的利用を担保するために作成します法的な枠組みということございまして、日・ヨルダンにつきましては昨年9月に署名しております。協定の概要につきましても先ほどとほぼ同じ共通の要素が入っておりますけれども、それに加えてこの協定の適用を受ける核物質、すなわち日本から仮に原子炉等を含めたプラントが輸出された場合、そこから出てくる使用済燃料等も含まれますけれども、そうした核物質のヨルダンにおける濃縮・再処理の禁止という条項も入っております。これが日・ヨルダン原子力協定です。

続きまして、日・露原子力協定ですが、ロシアはご承知のように原子力大国の一つでして、特に濃縮につきまして非常に高い能力を有しているということで、そうした濃縮に関するサービス、あるいはウラン燃料の調達、こうした目的のために日本としても協力を積極的にしていきたいというふうに考えております。

そして、そのために協定交渉を行いまして2009年5月に署名いたしました。その後、この協定の下での協力を進めるにあたりまして、条件が協定の中には書いてあるんですけれども、例えばIAEAの保障措置が実際に適用されている施設がロシアに存在しなければいけないという条件がありまして、この条件を満たすのに若干時間がかかりまして、去年の秋にそれが満たされたわけですけれども、そうした条件が整ったということで今度の国会に出している次第であります。

協定の概要ですが、先ほど申しました共通の要素の他に濃縮・再処理につきましては、ロシアは原子力先進国であり核兵器国であるということもありまして、協定の適用を受ける核物質の20%以上の濃縮及び再処理については事前同意制ということになっております。日・露原子力協定については以上です。

それから、日・韓原子力協定ですが、日本から韓国への原子力資機材等の移転希望、また韓国側から見ても日本の安全かつ最新の原子力資機材、技術の移転を希望しているということもありまして、協定交渉が始まって妥結したわけですけれども、去年の12月に署名いたしました。

協定の概要ですが、黄色に囲った枠の中で①から⑤までは共通の要素を含めた条項がございまして、⑥につきましては、これはロシアと同様なんですけれども、韓国も原子力先進国の一つということで、20%以上の濃縮及び再処理につきましては事前同意制とするという条項がございまして、それが日・韓原子力協定でございます。

日・ベトナムですけれども、ベトナムは南東部のニントゥアン省に、二つのサイトで各2基の100万kW級の原子炉を建設予定でございまして、第1サイトについてはご承知のようにロシアが受注したということなんですけれども、第2サイトの建設につきましては、去年の10月に日本が協力パートナーに決定されたということで現在、フィージビリティスタディの実施に必要な作業についての協議中ということでもあります。協定交渉を昨年行いまして、署名は今年の1月に行われました。

協定の概要ですが、これも黄色の枠の中に書いてございまして、①から⑤までは共通の要素を含めた条項でございまして、⑥、濃縮・再処理につきましては、ヨルダンと同じようにこの協定の適用を受ける核物質につきましては、ベトナムにおいて濃縮・再処理が禁止されているということでもあります。

簡単ですが、以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

このところ急速に日本と原子力協定を結ぶべしということで色々な国がオファーをし、あるいは日本からもその意図を持って交渉にあたるということがなされてきて、新井さんも大変お忙しくあられると伺っていますところ、今日はお越しいただき、ご説明を頂戴しましたこと、ありがとうございます。ここまで色々な国との関係協力が成立し、あるいは準備中ということをお聞きし、そのご尽力に感謝し敬意を表するものであります。

せっかくの機会ですからご質問、ご意見ありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

では、鈴木委員。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。

最初にお聞きしたいのは、今回の事故で相手国側から何か見直しだとか、協力内容についての新しい条件とか、そういうのはなかったのか確認したいというのが1点。

それから2番目は、協定の概要のところはほぼ同じということになっています。2点あるんですけれども、平和目的に限った利用のところでは保障措置の適用になっていますが、追加議定書の条件というのは、どこの国が入ってどこが入っていないのでしょうかというのが2番目の質問。

それから3番目は、濃縮・再処理の禁止というのが新しく今回幾つか入っていて、20%以上がだめというところと全部だめというところがあるんですが、これからも原則として日本の協定の適用を受ける核物質については、濃縮・再処理を禁止ということで考えて良いのでしょうか。それから、今日おっしゃらなかったところで、日本からの濃縮・再処理の技術

の移転というのもし入っていないというふうを考えて良いのか、これだけお聞きしたいと思います。

(新井室長) 三つありまして最初のご質問でございますが、こういう状況下において相手国から見直し等の話があるかということですが、これは端的に申しましてございません。ヨルダンとロシアと韓国につきましては、もう既に先方での国内手続が了しております、ベトナムについてもそれを進行中ということでございます。

それから、平和利用の関係で追加議定書の話ですけれども、追加議定書につきましては、ベトナムを除きましてみんな追加議定書に入っております。ヨルダンとベトナムについては、交渉開始前からずっと入るように働きかけ、それなりの支援もしてきています。ロシアと韓国はもうそれぞれ入っておりました。ベトナムについては、日本からの要請もありまして署名はしているんですけれども、国内上の手続がまだ完了していないということで締結まではしていないという状況であります。

それで、条文にどう反映されているかという点につきましては、ベトナム以外の国につきましては、もう既に追加議定書によって補完された保障措置ということで、それはカバーされているんですけれども、ベトナムについてはまだ追加議定書を締結していないという状況でありまして、その点につきましては特別な措置として、合意議事録というもののの中にベトナム側が議定書を締結する意図を表明しているということが一つ、それからもう一つは、仮に将来、実際に契約が結ばれて物が移転されるときには、それまでにはきちんと締結して欲しいということでやっておりますが、万が一そのときになってもベトナム側が追加議定書を締結していないという場合には一定の条件をかけた上で、その条件が合えば書面によって事前に合意した上で移転を実施することが可能な仕組みになっております。これは合意議事録のパラ3に書かれています。

もう一つは濃縮・再処理の問題ですけれども、協定交渉と申しますのは相手側がありますので、こちら側としては濃縮・再処理、協定の対象になるものについては機微なものということもあって、やらないという方向で交渉をするわけですけれども、特に原子力先進国は韓国であるとかロシアとか、ロシアの場合はもう既に核兵器国ですから、そこは通常20%以上及び再処理については事前同意と、これが国際的な定番になっておりますし、韓国が日本以外の国と結んでいるほとんどの協定についても、そういう状況になっているということに鑑みて先ほどお話しした規定ぶりとなりました。ベトナムそれからヨルダンにつきましては、先方が合意してくれたということもありまして濃縮・再処理については、協定の対象となる

核物質については先方においてしないということに合意してくれたのでそういう規定が入ったということです。カザフスタンにつきましては色々あったんですけども、基本的にカザフスタンから日本が求めているのはウラン燃料の輸入ということで、それについて例えば相互的に濃縮・再処理をしないと、あるいは事前同意制にするといった場合に、カザフスタンから来る核物質について日本で濃縮・再処理を行うことが規制されるかもしれない、そういう状況もありまして、かかる規定を設けなかったわけですが、他方、カザフスタンについては現在濃縮・再処理もしておりませんし、日本からそうした技術を移転する意図も全くありません。協定上もそれは対象外ということで明確に書いております。

以上です。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。

(近藤委員長) 他に。

はい、秋庭委員。

(秋庭委員) ありがとうございました。

今の鈴木代理の方からの質問で、今回の事故で相手側から見直しや条件等の変更はないかということについて何もないというお答えでしたが、今回の事故を踏まえて海外では、今まで原子力発電所を新規に作ろうと建設予定をしていたところも、躊躇しているところもあるように聞いております。

特にベトナムの場合は、日本が国際原子力開発株式会社を設立して進出しようと思っていたところ、このようなことになって、今までとは状況が変わってきていると思っています。そこで教えていただきたいのですが、このような状況があらうとなかろうと協定は協定ということで、そこは区切りがあるということで考えてよろしいのでしょうか。

また、今まで世界的な原子力リネッサンスということで、日本の海外進出も今後も増えていくだろうというふうに考えられていましたが、この先、原子力協定を結ぶスピードがだんだん遅くなるというような、そんなことがあるのかなと思っていますが、今回国会に提出中のものの他に準備中というようなものは、特にはないと考えてよろしいのでしょうか。

この2点です。よろしく申し上げます。

(新井室長) 1点目につきましては、協定というのはあくまでもリーガル・フレームワークでございまして、協定ができたからすぐに物が移転したり、そういうことはございません。そこは今回の事故の教訓を踏まえて、しっかり安全性を点検した上でやっていくということになるかと思えます。協定はあくまでも平和的利用を確保するための枠組みであるという理

解で進めていきたいということでもあります。

2点目につきましては、そこはまず今やるべきことは、福島原発の事故の収束ということが第一課題ということになっていまして、それと同時にきちんとその経験を踏まえて安全性を向上させていく。国際社会でもそれを共有して、日本としても世界的に見て原発の安全性を高めるために貢献していくと、いろいろな発信をしながらということになるかと思いません。その上で初めて原子力リネッサンスのあの時代までもどるかどうかわかりませんが、その辺をしっかりと見きわめた上で進めていくということになるかと思いません。

ご指摘のように新規の建設等を躊躇している国は若干ありますけれども、全体的には原子力エネルギーというのはエネルギー・ミックスの重要な一つの部分であるという認識は、多くの国ではまだ変わっていないようでございます。

(秋庭委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) では、大庭委員。

(大庭委員) ご説明ありがとうございました。

今の秋庭先生の質問と少し重なってしまうのですが、協定はフレームワークであり、それが成立したからといって直ちに原子力に関わる技術協力が進むわけではないということでした。さらに今、世界の中で原子力の新規建設等に慎重だとは言いながらも、原子力の重要性を認識している国が多いように見受けられる、と総論でおっしゃっておられました。それで、今回日本が協定を結んだそれぞれの国の国内における議論について、外務省ではどのように把握をしているのかということをご説明いただければと思います。国によって多少違いがあるのではないかとお聞きしたい、というのが、私の質問の主旨です。

それから、2番目の質問、これも最初の質問と非常に関連するんですけども、今、中東情勢が非常に不安定であることを勘案すると、中東の一国であるヨルダンの情勢というものについてどういうふうにお考えかということです。

すなわち中東の多くの国が原子力発電に関心を持って導入の方向に動いている半面、多くの中東の国の中では国内に反体制デモその他が起こり、混乱した状況にあります。そのような中でヨルダンにはまだ混乱が波及していないようですけれども、ヨルダンに関する情勢について外務省ではどのようにお考えでしょうか。

(新井室長) 国による違いということですけども、基本的にはカザフスタン、ヨルダン、韓国、この辺についてはほとんど変わっていないような、いろいろ我々としても情報を集めていまして、ベトナムについては若干、日本が仮に出ていくとして、単に原子炉を売るという

だけではなくて運転も含めて全部やらなきゃいけないということで現在、福島事故の処理で大変だということもあって、その辺どこまで積極的にやっていくのかということについて、具体的に若干ある程度の猶予期間が必要かなと、その辺はベトナムも見きわめているところはあるかもしれません。しかしながら、基本的なスタンスとしては前と同じだというふうに私は承知しています。

それから、中東情勢ですけれども、恐らく最終的な受注先を決めるというのは当初は今年の春だったので、ですから今頃だったはずなんですけれども、それがヨルダン側として延ばしているというのは、先ほどおっしゃいましたように、色々な中東情勢を含めた全般的なところを見ているのかなという見方もありますけれども、正直申しまして我々として10年後の中東情勢がどうなっているかというのは誰も予測がつかない。ただ、現時点での色々な情報の分析としては、ヨルダンは安定しているということで、フレームワークとしては作っておいて良いのではないかという認識でございます。

(大庭委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) 尾本委員、どうぞ。

(尾本委員) 一つだけお聞きします。5番、6番のような件、つまり第三国への移転あるいは濃縮・再処理の禁止というのは、日本独自でどこまでのトレーサビリティといいますか、ベリフィケーションみたいなことを独自にやるのか。これは今回の契機ということではなくて一般論として私はよく理解していないところがあるんですが、實際上どこまでのことが行えるわけでしょうか。

(新井室長) これは非常に難しい点だと思います。日本独自で例えばインテリジェンスでやっているわけではないので、基本的には在庫目録の提出とか、それから、こういう物が移転する場合はきちんと届けなければいけないとか、そういうシステムになっていますので、それで我々としては判断するという事かと思えます。

ですからしっかりした在庫目録を毎年きちんとしっかり出してもらうということで、我々はそれをチェックしながらおかしいところがあったら協議したり、我々として疑問に思ったところがあれば常に協議する制度が条約上もあるわけですから、それを活かしてチェックしていくということだと思います。

(近藤委員長) 他に。

少し話題がずれるんですけれども、今日も国会で何人かの先生方から、日本の情報発信について原子力委員会は責任があるのではないのかというようなご指摘もいただいていたとこ



ろですので、伺います。外務省では大変ご苦勞されて様々なチャンネルでこの事故に関する情報提供をされ、あるいはいわゆる国際通商における風評被害の問題についても、ご苦勞されているというふうに認識していますけれども、今後重要となるそういう観点からの国際情報発信の課題について、お考えがあれば教えていただければと思います。

(新井室長) なかなか難しいご質問ですけれども、ご指摘されたように、事故発生当初から IAEA への通報を初めとして外交団にも毎日ブリーフし、個別にも必要に応じてやっておりますし、それから外国のプレスへの説明とか、あるいはいろいろな形でのホームページへの掲載、それから、在外公館を通じては広報と、考え得る色々なチャンネルを使って情報発信をしてきているわけです。

今、事故について客観的な色々な状況というのを把握して、それをまとめつつあるわけですが、まだ事故は收拾していないと、見通しが必ずしもそれほど明確でないということもあって、いつになればしっかりした検証ができるかというのはあるんですけれども、タイミングはともかくとしてしっかりした検証をして、今回の経験を踏まえて国際社会と共有して、原子力発電の安全性向上に役立てていくという姿勢そのものは保っていきたいということです。そのきっかけとなる大きな出来事として我々が考えているのは、天野事務局長が提唱している 6 月 20 日から 24 日までの IAEA での閣僚会議、それに向けていろいろ準備をしているという状況で、そこで色々な議論が行われ、それがそうした原子力発電の安全性向上への、各国はもうそれぞれレビューしている国はもちろんありますけれども、国際的な面でのプロセスのスタートになるのかなというふうに私は認識しています。

(近藤委員長) ありがとうございます。

IAEA の 9 月の通常総会の場合ではいかがでございましょうか。

(新井室長) 6 月の会議の結果を踏まえて何らかのレビューなり、そういうのがあるかもしれませんが、そこは現時点では見通せないので私からは何も申し上げられません。

(近藤委員長) 他にはよろしいですか。

では、今日はどうもご説明ありがとうございました。

この議題はこれで終わります。

それでは、次の議題。

(2) 鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張について

(中村参事官) 2番目の議題でございます。

鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張につきまして、鈴木委員長代理よりご説明いただきます。

(鈴木委員長代理) 来週5月1日から6日まで、スウェーデンのストックホルムにて国際会議に出てまいります。

この会議はもともと福島の事故以前に企画されたもので、当時というか今もそうですが、原子力カルネッサンスと核拡散のリスクということでワークショップが開かれます。主催はストックホルム大学とストックホルム国際平和研究所です。

私は、我が国の原子力政策について講演するということでいったんはオーケーを出して、事故があつて一度キャンセルしたんですが、情報発信ということで行くことにいたしまして、行ってまいります。

日程はそのとおりですが、資料では5月6日が土曜日になっていますが、金曜日の間違いです。金曜日までに帰ってまいります。

以上でございます。

もう一点、最後の5月5日に原子力安全と核不拡散に関する会合というのは、これはクロードで、ヨーロッパ大で原子力核セキュリティとか原子力安全の教育プログラムを作ろうということで、日本と協力したいということで少ない人数でのワークショップであります。それに出てまいります。

(近藤委員長) ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

では、これはこのまま、ありがとうございます。

### (3) その他

(近藤委員長) 次、その他の議題。

(中村参事官) 事務局の方から1点ご連絡をさせていただきたいと思えます。

資料3号というふうに定例会議の配付資料のところには書いてございますけれども、新大綱策定会議に寄せられたご意見、前回ご決定いただきましたように定期的に公開をすることによって作業を進めてまいりました。

今、机の上にファイルを置かせていただいておりますけれども、4月6日から4月15日

までに寄せられたご意見を整理したものでございます。全部で2,500ぐらい届いているんですけども、ファイルには、両面で1,500ぐらいは入っているかと思うんですけども、整理できたものについては原子力委員会のホームページで、それから、虎ノ門三井ビル2階にございます原子力公開資料センターでは紙の形で公開をする予定にしております。ご紹介まででございます。

(近藤委員長) はい。これは大変たくさんありますね。

それでは、今日は午前中に各委員は、国会で色々のご意見を開陳し、また質疑にお答えになったわけで、各位からその感想あるいは今後我々としてこんなことが重要ではということをおっしゃっていただければと思います。

最初に私から申し上げますと、今後、短期的に非常に重要なのは、事故の収束に向けての取組と併せて事故調査でしょうね。この事故調査もスコープが色々あり得ます。技術的なレッスン・アンド・ラーンもありましょうし、オーガニゼーショナルな課題の摘出もあるのかなと思いますけれども、それらについてのスタディーが迅速かつ的確に行われることが重要だと思っています。引き続いて手を打たなければならないのが、原子力人材の育成と知識の管理、非常に大きな原子力インフラが既にあるのですから、これをどうするにせよ、重要なのは人材と知見の確保、さらに、その外側であっても重要なのが環境回復の取組、福島の再興の前提ですが、これもボリュームの大きいアクティビティーであり、かつ最新の科学的知見が活用されるべきところ、そうした取組みは高い志を持った人によって進められるべきであり、それが実現するような環境づくりが重要だと思っています、また、現在ただいま動いています原子炉の安全確保については、一応緊急安全対策というものが出されて、我々は前回の会合で、とりあえず、それがしっかり実施され説明されることが重要という見解を表明したところでありますけれども、引き続きそのようなリスク管理の観点から必要にして十分なものとして整備維持されるようにしなくてははいけません。つまり、安全確保という観点からサステナブルなものとしていっていただかなければならないわけです。

中期的には恐らく廃棄物ですよ。大量の廃棄物が出ますのでこれをどうするか、既にしていわれる津波廃棄物が非常に今大きな問題になっていてこれをどうするのかと、今日の新聞によると遺失物として扱って処理をしていくしかないのかなというような議論が、既になされているわけですが、これに関連して避難区域にあるものは放射性物質に汚染されているので、これをどう扱うか、発生者責任ということで整理すれば済んでいるという見方もあるのかなと思いますけれども、何より大事なことは、そこに居住権を持っている皆さん

が安心して住める環境を作るという観点からタイムリーかつフィジブルな取組を可能に  
なくてはなりません。それから、すぐにエネルギー需給の在り方に関する議論が始まると思  
うのですが、そこで、3. 11以後の原子力発電の性能、つまり、エネルギー供給技術とし  
ての原子力発電をこういう特性を持った存在だと説明しなくてはなりません。ですから、そ  
の説明、データに基づいてその姿を述べるべく、そういうスタディー分析というものをきち  
んとやるということが重要なこと、それなくしてはエネルギーの議論に参加する資格がなくな  
るのではないかなというふうに思っています。そんなふうにとりあえず思っているんです  
けれども。

では、鈴木委員からどうぞ。

(鈴木委員長代理) 原子力委員会として事故への対応、事故が起きた後一体何をしていたかとい  
うことと、それから、では今後、今何ができるのかということについてかなりきつご批  
判があったというように私は理解しています。今の段階で事故検証をすることもできるかも  
しれませんが、まずは事故収束とそれから事故調査について、原子力委員会として何か見解  
なり決定なり、勧告までいくか分かりませんが、何かやるのかと、そういう政府の中で本来  
の原子力の委員会の果たす役割というのは、こういう現状でどう考えたらいいかというの  
を、やっぱり議論しなければいけないかなというのが一番大きな感想です。

それは緊急時における原子力委員会の役割と、それから定常時の原子力委員会の役割とい  
うのは多少違うかもしれませんが、今後の原子力政策の課題というのは、それが多分恐らく  
ミックスされた状態になっていくだろうということで、原子力政策の今までの考え方とやは  
り違う観点で今、委員長がご指摘されたような事故を踏まえた上での原子力政策の重要課題  
は何で、それで原子力委員会はどういうことができるのかということ、かなり包括的に検  
討する必要があるかなというのが今日の感想です。

あと最後は情報公開、これも随分今日質問に出たんですが、早い方が私個人的には良いとい  
う意見を申し上げたんですけれども、情報公開のイニシアチブも実は原子力委員会は去年  
提言しているわけですが、どういうふうの実現していくのかということも考えていかないと  
いけない。特に国際的にこの事故について情報共有すべしというふうなことを前にも言っ  
ているわけですから、それについての具体的なアイデアも練らなければいけないかなとい  
うふうに思っております。

以上です。

(近藤委員長) はい。

そういうこともあったので、新井さんにもお伺いしたんですけれども、外務省は省として as best as they can ということでしたね。やっぱり既存のツールというかファンクションを、最大限に活用してやっていただいている。それぞれの機関にとってはそれが普通ですね。で、この事故が起きた際に、更にアディショナルフィーチャーを用意すべきとなると、危機管理センターを用意しておいて、そこが活動を開始する、JAEAの緊急時支援・研修センターのミッションにそれを入れることにするのが一つの策。そういう誘導をしますかね。今、保安院は一生懸命やっていますがね。検討課題です。

秋庭委員、どうぞ。

(秋庭委員) 私も今、委員長代理がおっしゃったように、事故対応として原子力委員会が何をしていたのかと問われたときに、果たして自分たちがやるべきことは役割が何だったのかというところが、明確になっていなかったのかなというふうに思いました。

平常時は私たちの役割として安全確保を大前提に推進していくというのが役割ですが、では、緊急事故対応のときに私たちは事故体制にも入っていないということで、個別にはしていても委員会としては何もしてこなかったということは確かであります。今後事故、緊急時の場合私どもの役割は何かということを、考えていかねばならないと思いました。

個人的には今後何をできるのかと問われたときに、やはり実行力ということをもっと考えねばならないのかなと思っています。一つには国民的な議論をするべきだと誰もが思っているし私も申し上げましたが、では、その国民的な議論を実際にどうやってやるのか、そういう企画においてもしっかり考えて実際に実行できるような形にするべきであって、何々が望ましいというような言い方では私たちの役割は今後も果たせないのではないかということを感じた次第です。

以上です。

(近藤委員長) はい。

私には、原子力委員会とは何だということが必ずしも共有されていないのは最も大きな問題なんですね。国家公安委員会の水準ですらないことがどうも共有されていない。これは国際社会でもそうでした、事故が起きたら、海外の原子力委員長とか長官が、私に電話をよこすわけです。おまえが総指揮官ではないのかと。それは全然違くと、それぞれ相方を紹介して事なきをえているのですが。原子力委員会は、方針を決めるのが仕事であって、予算要求部局もない、執行部局でもないのだとはっきり言わないで、頑張りますというからおかしくなるのです。国民の意見を聞くのは、ものを決めるときに、国民の視点をわすれないため

あって、多数決をとる機械ではないのです。あとは決めたことを説明する責任が残る。あのようにならわれて、私は、そういう存在であることを日頃から正しく理解をしていただく努力が、足りなかったのかと反省しています。

秋庭委員のおっしゃったところで気になったもう一つの点は、国家には必ず緊急事態というのがあるに相違ないわけで、そういう緊急事態において原子力委員会はどういう役割を果たすことになっているのか。核セキュリティ事象や保障措置に係る異常事態が発生したら、安全面以外の対策については助言組織になるのだと思いますが、そのことについても整備されていませんね。今、原子力防護部会で整理していますが。それ以外の原子力緊急時における役割もやっぱり整理をしておくべきなのかもしれませんね。ないということの良いのではという考えもあるでしょうね。それは設置法を変えることではない、原子力委員会としての作法としてかくあるべしということ、日ごろからあらかじめ決定しておくということではないのではという意見もあるでしょうね。重要な検討課題だとは思いますが。

大庭委員。

(大庭委員) 他の先生方のおっしゃっておられることと重なってしまうのですが、やはり原子力委員会が事故対応のときに何をしていたのかということに議論がかなり集中をしていたのが印象的でした。原子力災害特別措置法の中に原子力委員会は位置づけられていないのであるから、事故後の原子力委員会の行動は所掌を守っただけである、と言おうと思えば言えるとは思いますが、その答えでは納得しない、という議論もかなり根強いんだということが改めてよく分かりました。

ただ、平時と非常時というのはかなり異なっていて、平時における、推進は原子力委員会、そして、安全は安全委員会と保安院という役割分担を基本とする今のシステムが、非常時において、原子力について熟知なされている方々の知見を集約して事態に対応する、という形に機能し得るのかどうか、ということについては再考すべきなのかもしれません。法律上各機関は非常時においても所掌を超えられない、という論理の堅持よりも、むしろそうした法律のあり方そのものの是非が今後問われるのが、自然な流れなのかもしれない、と感じたりもしました。本当にそうなるかどうか分かりませんが。

あと、今までも、原子力委員会の委員として業務をしているときに、原子力にかかわるガバナンスのあり方に色々な課題がある、と思っていましたが、色々問題点は指摘できるんですけども、では、具体的に今の法体系の中で原子力委員会として何ができるのかということについて、この機会にもう一回洗い出す必要もあるのかもしれない、と考えています。

もう一つ、対象としての原子力委員会と主体としての原子力委員会という、原子力委員会の二つの期待される側面を今日の議論で感じました。というのは、何かというと原子力委員会は丸投げしている、と言われます。他方、原子力行政そのものを見直す、という議論の際には、あるいは今回の事故対応についての課題を見直すというときには、原子力委員会そのものが検討の対象になり得るという話がなされます。

だから対象として振る舞おうと思うと丸投げだと言われ、主体としてやろうとするとなかなか難しいという、これをどのように考えるのか。どっちをとるのかという問題の建て方もありますが、もし対象であったとしても主体としてできることはあるかもしれない。そうしたことも含めて原子力委員会が実際のところ今後何ができるのかについて、リストアップする必要があるので、しかしながらそれもなかなか難しいと考えた次第です。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

では、尾本委員。

(尾本委員) 今日の午前中の議論の中でノートを見返してみて、やっぱり二つ非常に重要なポイントを言われているという気がします。

国民の代表という方々から、一つは「原子力全体を束ねる立場から何か提言というのができたのではないか、この1カ月間何をやってきたんだ」と、こういう非常に厳しいお叱り、それからもう一つは、大庭委員も言われたように「国民の意見を聞きながらというところに逃げてしまっているのではないか、つまり専門家としては一体どう考えるんだ」と、この二つという問いかけがありまして、この二つは私の聞いた中では非常に重いものとして記憶に残っている。そうであれば、これは私が昼に考えたことなんですけれども、非常に大胆にやるとすれば提言をするということもあるかというふうに思うんです。ただし、そのときには前提条件が必要だと思います。

それは三つありまして、一つは原子力委員会の設置法及び原子力災害対策特別措置法においてきちっとした役割がないところ、その矩を越えた緊急発動が認知されること。もう一つは、これは事故調査委員会ではありませんということ。それから三つ目は収束活動を妨げないこと。こういう条件が満たされた上で、何らかの意見を聞くということも伴った提言はあるかと思うんです。

そのスケルトンが何かというのを考えてみますに、まず一番目に、今日、私のみならず他の何人かもおっしゃったんですが、事故調査委員会の早期立ち上げ、これについては公式な

提言というのはどうもまだ私の見るところされていない。色々な議論がされていることは存じています。それから、二番目に、現在の大綱の前提条件としている防災対策や防護対策が整備されていることについての検証を、これは原子力委員会自身が行うというよりも、行われていることを追って確認していくというのもあるでしょう。それから3番目に、国民が知りたいところは、やはり現状どうなっているのか、見通しはどうか、これは折に触れて本部から色々と発表されているところなんです、そういったことをまとめて「要はどうか、例えばプラント状態と収束の見通し、それから環境の改善の見通し、それから大気、海への放射性物質の拡散の今後、こういったことについてもっと現状と見通しを知りたい」というのが国民の意見であるとすれば、それをまとまって聞くということがあるかなと、これは情報の公開といいますか、情報をシェアするという意味合いです。

それから4番目に、今後のR&Dの方向性、これはまだ早期に過ぎるかもしれませんが、先ほど委員長もおっしゃったところで私も同感に思っていますけれども、例えば今後、土壌汚染をどうやって改善していくとか、廃棄物の処理、処分等々色々なことがありますし、それから、そもそもその事故を未然に防止するための方策、自然災害についての知見を高めていく、それから、シビアアクシデントの現象論をもっときちんと考えていく等々のR&Dに向けた話もあるでしょう。5番目に、今後の原子力政策について考えた場合に早計かもしれませんが、委員から論議のためのペーパーを用意するということもあり得るのかなと。等々、5項目ほど挙げましたけれども、こういったことを提言あるいは委員会の中の活動として、先ほど三つほど前提条件を言いましたが、その条件の下でやってゆくこともあり得るのかなと思っております、これは委員会の中で今後議論していく項目と考えております。(近藤委員長) ありがとうございます。

確かに3月11日以来、提言というのはたくさんあったんですよね。別に我々ではなくて学術会議も毎週のように出して、原子力何とかとか皆さんから提言をいただいているので、提言をだすというのもある意味ではその気になればすぐやるわけだけれども、我々のような原子力委員会というのが提言するところかというのはなかなか、我々は提言ではなくて決め事をするわけだから、決めてやっていただくことが確実でないことを決めたら提言機関になってしまうんですよね。法律上は提言機関ではないんだと思うんですよ。だから我々は決め事をしなければならないと、決めるという意味はやっていただけるということが核と、担保が必要だということに悩みがあるんですよね。

あの事故のさなかに何か決め事をして、きちんとやっていただけると担保をとれるかとい



うのは私の最大の疑問です。提言は、本来、危機管理マニュアルの整備の段階で行うべきではとも言えますよ。危機の際には、色々な人がマニュアルに則って一生懸命やってくることが大切なのです。ですから、その外側にいる人は、そういう人を色々な意味でメンタルにも応援することに徹するべきではと思います。

ただ、ここまで来ますと、こういう政策面での対応が今後のために重要だということは当然あって良い。さっきも申し上げたような日本の原子力界にとっての工程表を、これはどなたが責任をとるというのを明らかにして、こういうことをしましよと決めていくべきだと思います。それが委員会設置法の趣旨に則っているのかなと私は思うんですけども。

大庭委員、どうぞ。

(大庭委員) 今のは非常に興味のあるお話なのですが、原子力委員会はもちろん提言はできませんけれども、確か法律上は勧告ができるのではなかったのですたっけ。

(近藤委員長) もちろんそうですよ。

(大庭委員) そうですよね。首相に対して勧告し、首相はそれを最大限聞くと。

(近藤委員長) 尊重するということ。

(大庭委員) 尊重するということになっていると思いますが、つまり提言ではないレベルのことというのは、それは踏み込むのはいかがなんでしょうか。

(近藤委員長) ですから勧告というのものもあるんですよ。

(大庭委員) はい。尾本委員のお話を聞いていてやはり一番気になっているのが、事故調査ではないんですけども、我々が事故調査をするという意味よりも事故調査委員会を早く立ち上げて、それをしかるべくスピードできちんとやりなさいということは、やはり言わなければならないのではないかというふうに思っていて、提言を出すとか、あるいは勧告するとかこれを我々がやると。今日も議論の中にありましたけれども、事故調査委員会というものを立ち上げてなるべく早くやるという話はやはり大事であって、今日も外務省の方が言っていた6月のIAEAの閣僚会議のときに、何らかの形で国際社会に対しての日本の説明をせねばならないということになると、なるべく早くにそういう事故調査委員会を立ち上げて、それが中間とりまとめであっても、何らかの策というのは提起しなければならない。そうしますとそのことについては非常に重要で、しかもピンポイントの話になるので、そのあたりは勧告の形をとっても良いのではないかとこのように個人的には考えています。

(近藤委員長) はい。これから少し議論してみたいと思います。

客観情勢としては、その議論は、国会でも提起され、総理も官房長官もやると言っている

のですから、いまさら調査委員会を設置せよという勧告、見解をまとめることはあり得ません。早急にとか即刻とかそういう形容詞の世界でしょうが、他方で、そもそも事故の検証活動は、早くとも例えばステップ1が終わらない限りやっぱりおかしいでしょうという意見は結構有力です。先日の復興会議でも福島県知事が、今は事故がまだ起こっているんですよと、復興の話はおかしいではないですかとおっしゃっておられました。一番の被害者がそういうふうにいる状況もあるわけですね。

ですけれども、おっしゃられたように日本政府は、4月の締約国会議でIAEAの6月の閣僚級会合にはレポートを出すことにコミットしているので、これは間に合うようにやりなさいねということは、言わずもがなのことだけれども、ある。実際、どう考えても400基のプラントが世界で動いている中で自分のプラントの問題なのか、単に福島だけが特別悪いというふうなことであって他と関係ないということなのか、その差だけは早くはっきりしてくれよというのは、これはごく当たり前の要請だと思うんです。

こういう情勢で、勧告を投げるのが適切か。私は相手が聞かない勧告は腹切り物だと思っているんです。向こうが出してくれという場合には良いんだけど、聞かないから出すということは行政にチャレンジするわけだから。ですから、こういう視点から、これは大事なことです。何か工夫はないか少し考えて、場合によっては臨時会を開いていかないといけないかもしれませんけれども、検討させていただいたらと思います。他に何か。それでは、これでクールダウンしたことにしましょうか。

今日の会議はこれで終わります。

(吉野企画官) 次回の第14回原子力委員会定例会につきましては、連休がありますので再来週、5月10日、火曜日の10時半からを予定しております。場所は4号館の10階1015会議室でございます。

なお、原子力委員会では原則毎月第1火曜日の定例会議終了後に、プレス関係者の方々の定例会の懇談会を開催しております。次回5月10日は5月の開催日として第1の火曜日にあたりますので、定例会議終了後に原子力委員長室にてプレス懇談会を開催したいと考えております。プレス関係者の方におかれましては、ご参加いただければ幸いです。

以上です。

(近藤委員長) それでは終わります。どうもありがとうございました。

—了—